

中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、不妊去勢手術に要する費用を市が助成することにより、市内における飼い主のいない猫の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 飼い主のいない猫に対して行う不妊手術（卵巣のみ又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。第5条において同じ。）及び去勢手術（精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。第5条において同じ。）をいう。
- (3) 耳先カット措置 不妊去勢手術済みであることを識別するために、飼い主のいない猫の耳（雄にあっては右耳、雌にあっては左耳）の一部を切除する措置をいう。

(交付の対象)

第4条 市長は、不妊去勢手術に要した費用のうち、助成金の交付の対象として市長が認める経費（次条において「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 助成金の交付の対象となる者は、地域活動団体の構成員であって、特例規則第2条第2項に規定する市税等の滞納がない者とする。
- 3 前項の「地域活動団体」とは、特定の地域において飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行うため、当該地域に住所を有する2人以上の者で組織された団体であって、次に掲げる要件の全てを満たし、当該地域の自治会へ団体の活動内容を説

明し、市長から地域活動団体として登録を受けたものをいう。

(1) 当該団体の活動目的が次に掲げるものであること。

ア 飼い主のいない猫の減少を図り、住民の良好な生活環境の保持を推進すること。

イ 飼い主のいない猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与すること。

(2) 当該団体の活動内容が次に掲げるものであること。

ア 不妊去勢手術の推進

イ 飼い主のいない猫の餌及び排泄物の適正な管理

ウ ア及びイに掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が当該団体の構成員でないこと。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 不妊手術 飼い主のいない猫1頭につき10,000円

(2) 去勢手術 飼い主のいない猫1頭につき5,000円

（不妊去勢手術の申出）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、不妊去勢手術前に、あらかじめ、中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長にその旨を申し出なければならない。

(1) 不妊去勢手術概要書（様式第2号）

(2) 地域活動団体として市長が登録した旨を証する書面の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申出（以下「手術申出」という。）は、助成金の交付を受けようとする年度の12月28日（当該日が中津市の休日を定める条例（平成3年中津市条例第1号）に規定する日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、手術申出を先着順に受け付けるものとし、手術申出に係る助成金の総額が予算の範囲を超えると認めるときは、手術申出の受付を停止することができる。
(手術申出の取下げ)

第7条 手術申出をした者は、その後に不妊去勢手術を中止しようとするときは、中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出取下げ書（様式第3号）により、当該手術申出を取り下げることができる。

(不妊去勢手術における遵守事項)

第8条 不妊去勢手術を実施するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術後に耳先カット措置を講ずること。
- (2) 不妊去勢手術後に飼い主のない猫を不妊去勢手術前の生息場所に戻すときは、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(助成金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付申請書兼請求書（様式第4号）及び市長が別に定める書類により、助成金の支払の請求と併せて行うものとする。

2 交付申請は、申出書を提出した日から起算して60日を経過した日又は申出書を提出した年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定及び通知)

第10条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定をしたときは中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により、不交付を決定したときは中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該交付申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、交付申請の内容を審査するに当たり必要があると認めるときは、当該交付申請をした者その他関係人に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 手術申出後、助成金の交付の決定を受けた日（次号において「交付決定日」という。）までの間に交付決定者が第4条第2項に規定する要件を満たさなくなつたことが判明したとき。
- (2) 手術申出後、交付決定日までの間に交付決定者が属する地域活動団体が第4条第3項各号に掲げる要件を満たさなくなったことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、中津市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による助成金の返還及び加算金の納付は、当該助成金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。
- (要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の

失効前に交付決定をした助成金に係る第11条及び第12条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。